

松尾駅前駐車場跡地利活用実証実験実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松尾駅前駐車場跡地（以下「跡地」という。）の利活用を図るため、その取組の一つとして跡地を実証実験で使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるとともに、跡地が持つ潜在的な可能性を調査研究することにより、跡地利活用の取組を戦略的に推進することを目的とする。

(実施場所)

第2条 実証実験で使用する跡地の場所は、山武市松尾町五反田字代官野 1928 番 2 に位置する市が駐車場として使用していた場所とする。

(使用の条件)

第3条 跡地は、跡地利活用を推進するために必要な実証実験に使用するものとする。ただし、公用又は公共用での使用等を市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 跡地の使用は、山武市関連事業が優先される。

3 次に掲げる事項に該当する使用はできない。

(1) 駐車を主たる目的とする使用

(2) 政治的活動及び宗教的活動での使用

(3) 山武市暴力団排除条例（平成 24 年山武市条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定するものが運営に関与していると認められる事業での使用

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を行うことを主たる目的とする事業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う事業での使用

(5) 住民又は周辺環境に危険又は迷惑が及ぶおそれがある使用

(6) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる使用

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が跡地利活用の推進に寄与すると認められない使用

(実証実験の期間)

第4条 実証実験で使用する期間は、市長が跡地の新たな利活用を決定するまでの間とする。ただし、跡地利活用の方向性が整理され、実証実験での使用を終了することを市長が認めたときは、この限りでない。

(使用期間)

第5条 実証実験の個別の事業に対する跡地の使用期間は、原則として、使用開始の日から起算して2日以内とする。ただし、松尾駅前等の市街地の活性化を目的として、継続的に事業を展開する場合は、使用期間を6月以内とする。

2 前項の使用期間は、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、使用期間中に実証実験の終了が決定されたときは、実証実験終了の日をもって使用期間終了の日とする。

(使用手続)

第6条 実証実験で跡地の使用の許可を受けようとする者が行う手続等については、山武市財務規則（平成18年山武市規則第52号）第231条から第236条までの規定によるものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 跡地の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 各種法令を遵守すること。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 跡地及び附属物を毀損しないこと。
- (4) ごみその他の汚物を捨てる等の行為をしないこと。
- (5) 危険物等を持ち込まないこと。
- (6) 騒音等により周辺的生活環境を損なわないこと。
- (7) 跡地の使用時間は、午前6時から午後10時までとすること。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
- (8) 車両を乗り入れる際は、事前協議のとおり使用すること。
- (9) 飲食物の販売、機材の設置又はイベント等を行う際は、事前協議のとおり使用すること。
- (10) 使用期間が2日以上の場合は、使用する備品等は各日の終了時に撤去するものとする。この場合において、やむを得ず残置する場合は、あらかじめ市長の許可を得た上で、使用終了時刻から翌使用開始時刻までの間、必要な安全対策を施すなど使用者の責任において適切に管理すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が目的達成のために必要と認める事項であること。

(使用の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第3条第3項に該当するとき。
- (4) 前条各号の遵守事項に違反したとき。
- (5) 跡地及び附属物を毀損するおそれがあるとき。
- (6) 災害その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (7) 住民及び周辺環境に危険又は迷惑が及ぶおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用が目的達成に不適切であると認めたとき。

2 前項の規定による取消し等により、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用中の事故)

第9条 跡地の使用中に発生した事故については、市長は、一切その責めを負わないものとする。

(使用の報告)

第10条 使用者は、跡地の使用を終えたときは、山武市松尾駅前駐車場跡地実証実験使用報告書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、跡地の使用を終えたときは、直ちに跡地を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 跡地又は跡地の附属物を毀損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。